

建設業における担い手確保について

四国地方整備局

建設部 計画・建設産業課

1. はじめに

今後、建設業で働く高齢者の大量離職を目前に控え、手をこまねいていれば深刻な担い手不足が生じる懸念があり、労働集約型産業である建設業においては若年者の高い離職率や人材の獲得がますます厳しさを増しており、また、我が国の労働力人口が減少する中で将来の建設投資に対する建設業の供給力を維持確保するためには、行政、業界団体等の関係者が一体となった中長期的な担い手確保の取組が重要な課題となっています。その中で、国土交通省が取り組んでいる社会保険未加入対策、建設業女性活躍キャンペーンについて紹介します。

2. 社会保険未加入対策について

建設業における社会保険未加入対策は、平成24年3月に開催された中央建設業審議会における提言に、「関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進め、「技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保」、「法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築」をする必要がある。」とあり、若年者が安心して働ける環境を整備する必要があるとの観点から、本格的に進められたものとなっています。

その目標としましては、実施後5年（平成29年度）を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すこととして、各建設業関係団体、学識経験者、行政機関で構成された社会保険未加入対策推進協議会において共有されています。また、これまでに取り組んだ社会保険未加入対策の概要は図-1の各項目のとおりとなりますが、その中で直近において特に重点を置いている取組は、社会保険等への加入原資となる法定福利費の確保となります。

法定福利費とは、法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料のことを言いますが、その法定福利費が技能労働者の雇用主である下請企業に確実に行き渡れば、社会保険の加入促進に資することから、取組を強化しているところとなっています。

具体的には、直轄工事においては設計工事労務単価を用いて発注予定価格を積算していますが、平成24年度以降、その単価に法定福利費相当額が加算されていることから、発注者と元請企業が契約する請負金額に反映されているということになり、その法定福利費相当額が下請企業にまで確実に行き渡ることが重要と考えています。

ただ、元請企業と下請企業の間は民間の契約関係となり、国が直接関与出来るものではないため、国土交通省においては、建設企業の取組の指針となるべきものとして、元請企業、下請企業



図-1 建設業における社会保険未加入対策の概要

のそれぞれが負うべき役割と責任を明確にした「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を策定しています。

このガイドラインには、元請企業においては、標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請企業に働きかけることとしており、一方、下請企業においては、自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出するよう求めています。

先ほども申し上げましたが、民間の契約関係においては、一般的には当事者間の合意により請負金額が確定するものですが、そのような中で、仮に法定福利費相当額まで減額されることのないようにするためには、図-2にあるような見積書において法定福利費相当額を別計上することが望ましいという観点から、各専門工事業団体において各業界の実態に合った標準見積書を作成したものと なっています。

また、今年度より、各地方整備局においても法定福利費を内訳明示した見積書の活用徹底として、大臣許可業者に対する立入検査において、社会保険等の加入状況や法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況に対する検査を強化しています。このように国土交通省、業界団体が丸一となって取り組むことにより、平成29年度の社会保険未加入対策の目標達成に向けて推進をしているところとなっています。

3. 建設業女性活躍キャンペーンについて

建設業の現場で活躍する女性技術者・技能者数は約10万人(技術者約1万人、技能者約9万人「労働力調査(平成24年総務省統計局)」)であり、技術者・技能者全体に占める女性の割合は約3%の水準にすぎず、技術者・技能者の全体数から見れば、女性の数は未だ少数となっています。

そのような中で、平成26年に、女性の更なる活躍を目指して、国土交通省と建設業5団体が官民挙げたアクションプランとして「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を策定しました。

その取組としましては、女性の活用に先進的な企業の好事例の展開、女子生徒向けの現場見学会等の開催、女性の働きやすい現場づくり、活躍する女性や女性活躍推進のための取組の表彰等を行っているところですが、そもそも建設業に対する女性や若者の認知度が低いことに

「法定福利費を内訳明示した見積書」について

法定福利費とは：法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料
 ※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料(労災保険は元請一括加入)
⇒ 労働者を直接雇用する専門工事業者は、労働者を適切な保険に加入させるために必要な法定福利費を確保する必要

法定福利費を内訳明示した見積書 下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、法定福利費を内訳として明示したものの

「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

【基本的な法定福利費算出方法】
 = 労務費総額 × 法定保険料率
 【その他の法定福利費算出方法】
 = 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合
 = 工事数量 × 数量あたりの平均的な法定福利費の割合

(見積書の活用イメージ)

元請企業
 ↓ 法定福利費の内訳明示
 ↓ 標準見積書の活用
 ↓ 法定福利費を
 ↓ 請負金額に反映
 ↓ 必要な保険への加入
 下請企業
 技能労働者

標準見積書：社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成(国土交通省HPIにも掲載)
 下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始
 (第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)

国土交通省

図-2 法定福利費を内訳明示した見積書について

Figure 3 is a document titled "「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(概要)" (Action Plan for More Women to Thrive in the Construction Industry (Summary)). It outlines goals and specific actions to increase the number of women in the industry. The document is structured as follows:

- I もっと女性が活躍できる建設業へ** (Construction industry that welcomes more women to thrive)
 - (建設業界を挙げて女性の更なる活躍を歓迎するというメッセージ)
- II 官民で目指す目標** (Goals set by government and industry)
 - (女性技術者・技能者を5年以内に倍増。直近では女性技術者1万人、女性技能者9万人)
- III 具体的取組** (Specific actions)
 - ①入職促進、②就労継続、③更なる活躍とスキルアップの各段階で取組を進めるとともに、④女性の活躍の姿を広く社会に発信することにより、男性も含めた業界全体の職場環境の改善や意識変化を促し、更なる女性の活躍につながるという好循環に導く。
 - 1. 建設業に入職する女性を増やす**
 - (1) 業界団体や企業による女性の採用に関する目標等の設定
 - 業界団体等による数値目標や、自主的な行動指針等
 - (2) 企業や業界団体の女性活躍に関する理解の促進
 - 企業や団体に対する女性の活躍に関する情報提供や啓発
 - (3) 魅力、やりがいの発信
 - 教育現場(小・中・高・大学や専門学校)との連携(現場見学会、出席講座等)
 - 先輩女性の活躍する姿やキャリアパスに関する情報発信
 - (4) 意欲ある女性の入職の土台となる環境づくり ※2, 3, 4にて後掲
 - 女性の採用に積極的に取り組む企業情報の発信や女性向け合同説明会の実施
 - 2. 働きつけられる職場環境をつくる**
 - トイレ・更衣室等女性も働きやすい現場のハード面の環境整備(積算基準・仕様)の検討及び適用
 - 長時間労働の削減、計画的な休暇取得に向けた現場のソフト面の環境整備
 - 適正な工期設定、工程管理に関する受発注者間の連携(直轄工事でモデル工事を実施)
 - 産休制度、育休制度、時短制度等、仕事と家庭の両立のための制度の導入・活用
 - 3. 女性が更に活躍しスキルアップできる環境を整える**
 - 雇職工事で女性の雇用を促すモデル工事を実施
 - 女性を主体とするチームによる施工の好事例の創出や情報発信
 - 女性も活用しやすい教育訓練の充実(富士教育訓練センターの充実)
 - 活躍する女性の表彰(建設マスターや、若手表彰制度の活用)
 - 4. 建設業での女性の活躍の姿を広く社会に発信する**
 - (1) 女性の活躍に関する情報を一元的に発信する総合ポータルサイトの創設(女性の活躍に積極的な企業情報、活躍する女性の姿や現場の声を一元的に発信)
 - (2) 女性の活躍を支える地域ネットワークへの支援(地域の関係者が一体となって女性の活躍を支える取組を支援)

図-3

もっと女性が活躍できる建設業行動計画(概要)

ついでに指摘がなされており、それらの層にどう働きかけるかが課題となっていることから、国土交通省においては、平成28年度の事業として、日頃テレビ等で活躍中の吉本興業グループ所属タレント「おかずクラブ」をメインキャラクターに建設業で活躍する女性の姿を取り上げ、建設業の魅力を発信するグループ「おうちクラブ」を結成し、「建設業における女性活躍応援キャンペーン」を実施しております。

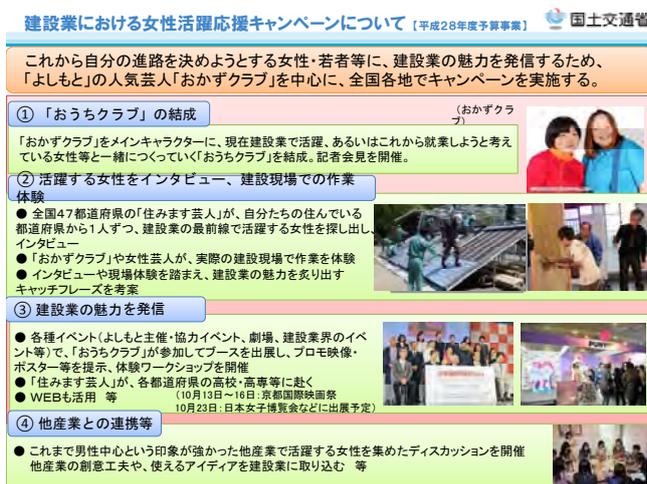
この取組は、女性お笑い芸人を中心としたタレント起用して、YouTube、SNS等のweb媒体や、女性、若者向けイベントのタイアップなどメディア戦略を駆使した広報活動を行うことにより、親しみやすさを全面に押し出しイメージアップを図ることを目的としていますが、そのキャンペーンが10月20日に高松にある職人育成塾において実施されました。

この職人育成塾は高松市塩江にある廃校となった小学校を活用して、10月3日に開校したのですが、設立にあたっては、国土交通省において担い手確保・育成に関するモデル性の高い取組みとして「地域建設産業活性化支援事業」の支援案件に選定され、また、一般財団法人建設業振興基金が厚生労働省からの受託事業として実施している「建設労働者緊急育成支援事業」に採択されるなど、国土交通省が関係機関と連携し、専門工事業を対象とした民間発意の育成塾の立ち上げや運営についてトータルコーディネートを実施したものとされています。

また、第1期入塾者は22名（女性2名を含む）でスタートし、内装・設備に関する9業種（タイル工事、左官工事、耐火被覆・断熱工事、塗装工事、防水工事、設備工事、木工事、軽天・ボード貼り工事、クロス・床貼り・金物工事）について、座学、実習を行う中で玉掛け技能、フォークリフト運転技能等の資格の取得を目ざし、訓練終了後には建設企業への就職に繋げていくものとなっています。

その職人育成塾において、10月20日に、先ほど申し上げた全国で2例目となるキャンペーンが開催され、吉本興業グループ所属タレントによる女性塾生のインタビューや塾生と一緒に石膏ボードを使用した作業体験等を行いました。その内容については、今後、YouTube等のweb媒体への発信を予定しています。

国土交通省においては、これまでにご紹介した社会保険未加入対策や建設業女性活躍キャンペーン等の取組を行う中で中長期的な担い手確保対策を行っていますが、特に職人育成塾の取組についてはマスコミ等にも大きく取り上げられ、若年層の技能労働者の入職促進に寄与するものと考えています。また、建設業女性活躍キャンペーンについては、建設業における女性の活躍の姿を広く発信する取組として、地域ぐるみで女性の活躍を支える活動を支援し、建設業で働く意欲ある女性をサポートする取組が全国でうねりとなって広がり根付くことが期待されています。これらの取組が高松において行われているので、今後とも四国地方整備局においても全面的に協力していきたくと思っています。



図一4 建設業における女性活躍応援キャンペーンについて